

3 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	劉曉波氏の釈放を求める決議案	松田 公太君	22. 11.10	未了			
2	内閣官房長官仙谷由人君問責決議案	小野 次郎君	22. 11.25				22. 11.26 撤回
3	北朝鮮の韓国・大延坪島砲撃に関する決議案	鈴木 政二君 外10名	22. 11.26			22. 11.26 可決	
4	国務大臣仙谷由人君問責決議案	森 まさこ君 外9名	22. 11.26			22. 11.26 可決	
5	国土交通大臣馬淵澄夫君問責決議案	牧野 たかお君 外7名	22. 11.26			22. 11.27 可決	
6	国務大臣岡崎トミ子君問責決議案	寺田 典城君	22. 12.2	未了			

可決したもの

平成22年11月26日

北朝鮮の韓国・大延坪島砲撃に関する決議

北朝鮮は11月23日、突如として韓国の島・大延坪島及びその周辺海域に向け、約170発もの砲撃を行った。その被害は、韓国軍の基地及び兵士のみならず、一般住民や市街地にも及んでいる。このような、まさに無差別とも呼べる砲撃は言語道断の暴挙である。北朝鮮がたとえどのような言い訳をしようとも、一般住民を巻き込む武力による挑発は、決して許されない行為である。

本院は、今回の砲撃により犠牲者が出たことにつき、韓国政府及び国民に対し衷心から弔意を表し、被害者の早期回復を祈念する。

朝鮮戦争の休戦協定は遵守されなければならない、今般の北朝鮮による韓国に対する砲撃は、国際社会としても看過できない挑発行為である。

本院は、今般の北朝鮮の砲撃を強く非難するとともに、北朝鮮が核兵器の開発も含め、あらゆる軍事的な挑発行為を放棄し、拉致問題を早期に全面解決することも強く求める。

政府は、今般の北朝鮮の軍事的暴挙に対し断固として非難を行い、韓国政府の立場を支持し、国際社会と緊密に協調しつつ、北朝鮮に対する新たな制裁措置等を検討するとともに、北朝鮮に対する国際的な圧力を高めるため、韓国及び米国を始めとする関係各国との連携強化に一層の努力を尽くすべきである。

右決議する。

平成22年11月26日

国務大臣仙谷由人君問責決議

本院は、国務大臣仙谷由人君を問責する。

右決議する。

理由

菅内閣発足以来、国難ともいべき事態が続いており、内閣の要であり、実質的に内閣を取り仕切っているといわれる仙谷大臣の官房長官としての責任は極めて重大である。菅内閣では、仙谷官房長官が実質的に重要事項の決定を主導しており、最近では法務大臣、拉致問題担当も兼務することになったが、仙谷官房長官が内閣の中枢に居座ったままでは、現状の打開は望むべくもない。

以下、仙谷官房長官を問責する理由を、列挙する。

第1に、「尖閣諸島沖中国漁船衝突事件」における極めて不適切な対応である。

公務執行妨害で逮捕された中国人船長の釈放は、那覇地検が「我が国国民への影響や今後の日中関係を考慮」して判断したとしているが、このような重大な外交上の判断が一地方検察庁でなされたと信じる者は誰もいない。総理、外務大臣が国連総会で不在の中、官邸の留守を預かる仙谷官房長官主導で釈放の政治判断が行われたと考えざるを得ない。

しかし、仙谷官房長官は、釈放は那覇地検の判断であったとの強弁を繰り返している。仮に、一行政機関である那覇地検が外交判断による釈放を行い、それを政府が是認したとすれば、検察が外交を行ったという日本外交史上、例を見ない越権行為が民主党政権下で行われたことになる。逆に、官邸が那覇地検に釈放の圧力をかけたとすれば、仙谷官房長官は虚偽の答弁を重ねてきたことになる。どちらにしても、この件を主導してきた仙谷官房長官の責任は重大である。

さらには、諸外国に対して我が国の正当性を訴えるために戦略的に使われるべきであった衝突時のビデオは、官房長官の主導により長期間非公開にされ、事件発生から50日間を経て、ようやく6分50秒に編集されたものが国会に提出されたただけであった。仙谷官房長官の誤った対処により、我が国は貴重な外交カードを失ってしまったのである。一連の対応により、失われた国益は大きい。

さらに政府が国会に提出したビデオの6倍以上にわたる2回の衝突の時間を含む44分間のビデオが一海上保安官の手で流出し、全世界で視聴可能な状態となった。仙谷官房長官はビデオの国会提出にあたり書面で「慎重な取扱い」を求めていたにもかかわらず、政府内では情報管理を行っていなかったことが露呈した。本来公開すべきビデオを公開しなかったからこそ起こった問題と言わざるを得ない。この責任も重大である。加えて事態発覚後は「政治職と執行職」という詭弁を弄して、自分達の責任を海上保安庁長官一人になすり付けようとしたことも糾弾されるべきである。

第2に、国権の最高機関たる国会を愚弄する、暴言、失言の数々が繰り返されていることである。

菅総理自らが今国会冒頭の所信表明演説で、熟議の国会を呼び掛けているにもかかわらず、指名されてもいない仙谷官房長官がしゃしゃり出て、話をすり替え、恫喝し、また答弁席からやじを飛ばすなど、国会軽視もはなはだしい。また、報道に基づき質問した質問者に対して、自らも過去に何度も質問をしていたことを棚に上げて「最も拙劣な質問」だと侮辱し、予算委員会が民主党も賛成した議決に基づいて呼んだ政府参考人に対して疑義を唱え、さらには恫喝を加え、内閣のスポークスマンとしての官房長官の資質を疑わざるを得ない。

第3に、日本国憲法に抵触する発言を繰り返し、憲法遵守の義務に違反していることである。

中国漁船衝突事件のビデオ公開関連の「厳秘」書類を予算委員会で撮影された際に、自らの危機管理の甘さを恥じることもなく、「盗撮」呼ばわりし、取材規制の強化を振りかざし報道の自由を侵害しようとした。また、国会の外においては、自衛隊の施設内での民間人の発言を規制することを認めるなど、仙谷官房長官は憲法に定める表現の自由の侵害に加担している。

仙谷官房長官は自衛隊を「暴力装置」と発言した。学生時代、社会主義学生運動組織で活動していた仙谷官房長官にとっては、日常用語であるかもしれないが、平和憲法に基づき国家の根幹である国防を担い、国際貢献や災害救助に汗をかく自衛隊を「暴力装置」と侮辱したことは、決して許されるものではないし、自衛隊を「暴力装置」と表現することは、憲法9条をはじめとする日本国憲法の精神を全く理解していないということである。

第4に、国会同意人事案件に対する怠慢である。

民主党政権は、今次国会召集からかなり日時を経た、10月半ばに5機関11名について提示した。これらは全てが任期満了か、既に辞任した空席を補充するための人事であった。さらに今なお再就職等監視委員会の人事については提示さえできていない。さらには、この同意人事の国会議決がされていないにもかかわらず、次の人事を提示した。これらを長く放置していたことは国会軽視、政府の怠慢以外の何ものでもない。同意人事を担当する官房長官の責任は重大である。

第5に、北朝鮮による韓国・延坪島砲撃事件における危機管理能力の欠如である。

北朝鮮の砲撃開始は午後2時34分であるが、菅総理は砲撃を3時半ごろ報道で知り、官房長官もほぼ同時刻に第一報を東京都内の私邸で受け取っている。総理が官邸に入ったのは午後4時45分、仙谷官房長官は同50分である。総理、官房長官ともに、砲撃から2時間以上、一報を受け取ってから1時間20分経過してから官邸に入っている。しかも官房長官は総理より遅い登庁である。

仙谷官房長官のその傲岸不遜な発言、失策の数々には、与野党を問わず、批判が集中している。一刻も早く、官房長官が職を辞すことが、菅内閣による日本の国益への損失を少しでも抑えることにつながると確信する。

以上が本決議案を提出する理由である。

平成22年11月27日

国土交通大臣馬淵澄夫君問責決議

本院は、国土交通大臣馬淵澄夫君を問責する。

右決議する。

理 由

去る9月、尖閣諸島沖で領海侵犯をした中国漁船が海上保安庁巡視船に体当たりをした事件は、馬淵国土交通大臣の事件処理に関する対応や我が国周辺海域における海上保安体制について多くの国民に不満と不安を生じさせた。

政府は、事件の一部始終を撮影したビデオについて再三、全面公開の要求を拒否してきたものの、一人の海上保安官によりインターネット上に流れ、国民は事件を目の当たりにすることとなった。政府の大失態である。

本来なら、中国漁船の危険な衝突行為は、映像の公開によって、その詳細を国民や諸外国に、我が国にとって、如何に不当な事件であったかを周知すべきであった。

公開について、馬淵大臣は検察当局、海上保安庁が刑事訴訟法47条の規定に基づき、適切に判断されたと委員会等で答弁しているが、まるで他人事のようにあり、自らの職責を放棄した責任逃れである。

このビデオの取り扱いについて、海上保安庁のあまりにもずさんな管理はあきれるばかりである。事件の映像は、政府が裁判前の証拠物件の扱いは慎重にしなければならないとして、公開を拒否する国会答弁をしながら、長期間、広島県の海上保安大学のパソコンに保管され、海上保安官

なら誰でもアクセス可能であった。

今回のネット流出は撮影した海上保安庁からであり、同庁の情報管理体制の不備は明らかである。

また映像流出をした海上保安官が上司に告白をした際には、海上保安庁長官と馬淵大臣の間で、その情報のやり取りについて、委員会質疑で、双方あやふやな答弁を繰り返した。全く責任を感じていない言語道断の対応である。

映像を流出させた海上保安官の行為は、公務員として許されず、国家秩序を揺るがしかねないものだが、常に身を挺して海上警備を担当する保安官が止むに止まれずに法を犯すことになったのは、彼らの上に立つ国土交通大臣の事件に対する誠意のない対応に接して、現場にいる保安官の士気を著しく低下させることに不安を感じたからである。海上保安庁を所管する馬淵大臣の責任は大である。

一方、八ッ場ダムについては、副大臣以来一貫した政策を進めることなく、今日まで迷走を続けた揚げ句、11月6日建設現場を視察して、「今後、中止の方向性には一切、言及しない。予断をもたずに検証する」と発言されたが、建設するのকাশないのか、さらに混乱を与えている。

これまで、ダム建設を理解し、工事に協力して、先祖伝来の土地を離れざるを得なかった現地住民に、前原中止宣言からこの一年余の迷走を何と説明するのか。そして長い間のご労苦に真摯に詫びるべきである。

また八ッ場ダムは関東地方に水道水や工業用水を供給する役割を持ち、工事費を負担してきた関東6都県にも納得のいく説明をすべきである。

馬淵大臣の検証発言は民主党マニフェストの強引な建設中止の事実上の撤回と受け止める。

政権を担って1年余、民主党の選挙公約に如何に無理があるか、ようやく理解し、自らの非を認めた結果である。問題は公約の策定過程で、八ッ場ダムの必要性や現地住民の思いを徹底的に検証したのかということだ。

今回の方針変更はマニフェストが一貫した考えによる政策ではなかったということだ。思いつきの公約を掲げて選挙で訴えたことを深く反省すべきである。

地位が替わって簡単に政策転換をすることは住民無視であり、現地住民の生活、将来の人生設計を翻弄させた馬淵大臣の検証発言は無責任と言わざるを得ない。

国土交通大臣としての重責を全うできない馬淵澄夫君の問責決議案を提出する。